令和7年10月から開始される新しい就労系障害福祉サービス

「就労選択支援」のご案内

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始

就労選択支援の主な内容

されます。

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント) 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② **多機関連携によるケース会議** 利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ **アセスメントシートの作成** アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝え ます
- ④ 事業者等との連絡調整

アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います 本人と協同して作成したアセスメント結果 就労系障害福祉サービス利用 支給決定等において勘算 **就労系障害福祉サービスの利用希望** 就労継続支援B型事業所 就労選択支援事業所 計画相談支援事業所 就労継続支援A型事業所 障害者本人と協同 画相談支援事業所 害 就労移行支援事業所 ① アセスメント 者 ② 多機関連携によるケース会議 本 ③ アセスメントシートの作成 一般就労等 ④ 事業者等との連絡調整 ハローワーク等 アセスメント結果を踏まえて 本人への情報提供等(随時) 職業指導等を実施

就労選択支援の対象者

- 卒業後に、就労移行支援や就労継続支援の利用を検討している方
- ※ 就労選択支援の施行に伴い、令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに 代わり「就労選択支援事業所によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている 者」が対象となります。近隣に就労選択支援事業所がない場合は自治体にご相談ください。
- ※特別支援学校等の生徒は、必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能です。

令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用しようと考えている方 どのような就労先や働き方が自分に合っているのか迷っている方 など

> 自治体や相談支援事業所にご相談ください (照会先:〇〇窓ロ/×××一×××一××××)

